

令和 8 年第 2 回定例会 9 月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 6 2 号 明石市いじめ問題対策審議会条例制定のこと
- 〃 第 6 3 号 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置
条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 6 4 号 明石市立市民ホール条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 6 5 号 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する
条例制定のこと
- 〃 第 6 6 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 7 号 あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 8 号 明石市都市景観条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 9 号 明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 0 号 令和 8 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 7 1 号 令和 8 年度明石市地方卸売市場事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 〃 第 7 2 号 江井ヶ島松陰新田線（大窪工区）道路改良（その 2）工
事請負契約のこと
- 〃 第 7 3 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 7 4 号 調停の成立のこと
- 〃 第 7 5 号 令和 7 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 8 6 号
- 〃 第 8 7 号 令和 7 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 8 8 号 令和 7 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分の
こと
- 報告第 1 5 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 6 号 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比
率報告のこと
- 〃 第 1 7 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 8 号 公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 9 号 一般財団法人学校・教育サポート財団の経営状況報告の
こと
- 〃 第 2 0 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 7
年度決算）報告のこと

〃 第 2 1 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

1 要 旨

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、明石市いじめ問題対策審議会（以下「対策審議会」という。）を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 所掌事務

対策審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

ア 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。

イ 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(2) 組織

ア 対策審議会は、委員7人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(ア) いじめの防止等について学識経験を有する者

(イ) 弁護士

(ウ) 医師

(エ) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者

(オ) その他教育委員会が必要と認める者

ウ 教育委員会は、重大事態又は特別の事項の調査審議のため、対策審議会に臨時委員を置くことができる。

(3) 任期

委員の任期は2年とし、臨時委員の任期は当該臨時委員に係る重大事態又は特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

3 施行期日

公布の日

議案第 6 3 号

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置
条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会が所期の目的を達成したため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

公布の日

議案第 6 4 号

明石市立市民ホール条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

建物の解体に併せ、明石市立市民ホールを廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

公布の日

1 要 旨

公益通報者保護法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、市の機関等による内部公益通報の妨害及び通報職員等の探索を禁止することのほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

（1） 通報妨害行為等の禁止

市の機関又は任命権者が正当な理由がなく内部公益通報を妨害する行為や、通報職員等を特定することを目的とする行為を禁止する。

（2） 法の一部改正に伴う規定の整備

（3） その他所要の整備

3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 1 日。ただし、2 の（3）は、公布の日

1 要 旨

固定資産税の免税点の見直しを行うほか、令和 8 年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 固定資産税の免税点の見直し

物価指数等の上昇を踏まえ、免税点（課税標準額が一定の額に満たない固定資産について課税を行わない基準）の見直しを行う。

区分	改正	現行
土地	変更なし	3 0 万円
家屋	3 0 万円	2 0 万円
償却資産	1 8 0 万円	1 5 0 万円

(2) わがまち特例※に係る規定の見直し

再生可能エネルギー発電設備について、対象の限定や特例割合の拡充などを図る（割合は、いずれも地方税法が定める基準値と同一）。

※ 地方税法の定める範囲内で課税標準等の特例割合を条例で決定できる制度

発電設備	区分	特例割合
太陽光	ペロブスカイト太陽電池を使用したものであって、一定の要件を満たすものに限定	2 分の 1
風力	洋上風力発電設備（※ 1）	5 分の 3
	洋上風力発電設備（※ 2）	3 分の 2
	陸上風力発電設備（※ 3）	
バイオマス	1 万 k W 未満に限定	変更なし

※ 1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づくもの

※ 2 港湾法に基づくもの

※ 3 地球温暖化対策の推進に関する法律又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づくもの

(3) 暗号資産の課税方式の見直し

暗号資産のうち特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に名称が登録されているもの等）に区分されるものを譲渡した場合の所得について、他の所得と区分して課税する申告分離課税を導入する。

(4) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)は令和9年4月1日、2の(3)は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を変更する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

1 要 旨

あかし市民広場の大型ビジョンの更新に伴い、附属設備の使用料を改めようとするもの。

2 内 容

附属設備の使用料の上限額を改める。

（現行） 5, 0 0 0 円

（改正） 8, 0 0 0 円

3 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

1 要 旨

景観法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

（現行） 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号

（改正） 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）
の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

1 要 旨

明石市上下水道事業経営審議会からの答申等を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、水道料金を改定するほか所要の整備を行おうとするもの。

2 内 容

(1) 水道料金の改定

ア 基本料金（税抜、1 か月当たり）

用途	メーター口径	改正	現行
一般用 湯屋用 工事用	2 5 mm以下	9 9 0 円	8 7 0 円
	4 0 mm	5 , 4 3 0 円	4 , 0 7 0 円
	5 0 mm	1 3 , 1 7 0 円	8 , 5 5 0 円
	7 5 mm	2 6 , 5 8 0 円	1 5 , 8 7 0 円
	1 0 0 mm	5 1 , 8 5 0 円	2 4 , 9 3 0 円
	1 5 0 mm	1 3 5 , 2 3 0 円	5 2 , 9 4 0 円

イ 従量料金（税抜、1 か月当たり、使用水量 1 m³につき）

（例）メーター口径が 2 5 mm 以下である場合

用途	使用水量	改正	現行
一般用	1 ～ 5 m ³	5 2 円	0 円
	6 ～ 1 0 m ³		1 0 円
	1 1 ～ 2 0 m ³	1 4 1 円	1 3 9 円
	2 1 ～ 3 0 m ³	1 9 2 円	1 9 1 円
	3 1 ～ 4 0 m ³	2 5 5 円	2 5 4 円
	4 1 ～ 5 0 m ³	2 8 1 円	
	5 1 ～ 2 , 5 0 0 m ³		2 7 4 円
	2 , 5 0 1 m ³ ～		2 9 1 円

(2) 設計審査及び工事検査手数料の改定

給水装置の工事に伴う設計審査及び工事検査の手数料を改める。

口径	改正	現行	
		新設工事	増設・改造工事
25mm以下	5,000円	2,000円	1,600円
40mm以上 50mm以下	10,000円	4,000円	3,200円
75mm以上 150mm以下	20,000円	8,000円	6,400円

(3) その他所要の整備

3 施行期日

令和9年4月1日。ただし、2の(3)は、公布の日

今回の補正は、歳出で、学校体育館の屋根にペロブスカイト太陽電池を設置するための経費や財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金や前年度繰越金等を追加するもの。

また、併せて、職員情報を一元管理するタレントマネジメントシステムの導入・保守及び運用支援業務委託に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 988,220 千円 補正後 153,262,562 千円 〕

歳 入

国庫支出金	28,025 千円	衛生費国庫補助金	28,025 千円
県支出金	5,850 千円	衛生費県補助金	5,850 千円
繰越金	942,045 千円	前年度繰越金	942,045 千円
市債	12,300 千円	衛生債	12,300 千円

歳 出

補助費等	380,000 千円	国県補助金精算等償還金	200,000 千円
		(令和 7 年度国県補助金等の精算に伴う償還金)	
		市税賦課徴収事務事業費	180,000 千円
		(法人市民税額の確定に伴う中間納税分の還付金)	
投資的経費等	46,220 千円	環境基本計画推進事業費	46,220 千円
		(ペロブスカイト太陽電池の設置費用等)	
積立金	557,000 千円	財政基金積立金	557,000 千円
		(令和 7 年度決算実質収支額の 1/2 の積立て)	
繰出金	5,000 千円	地方卸売市場事業	5,000 千円
		特別会計繰出金	

債務負担行為（追加分）

事 項	限度額（千円）	期間（年度）
タレントマネジメントシステム導入・保守 及び運用支援業務委託	65,000	R9～R13

議案第 7 1 号

令和 8 年度明石市地方卸売市場事業特別会計補正予算
(第 1 号)

今回の補正は、歳出で、水産物分場の建屋を解体するための経費を追加するとともに、歳入では、繰入金を追加するもの。

〔 補正額 5,000 千円 補正後 66,507 千円 〕

歳 入

繰 入 金 5,000 千円 一般会計繰入金 5,000 千円

歳 出

市 場 事 業 費 5,000 千円 市場施設維持管理事業費 5,000 千円
(水産物分場の建屋解体費)

議案第 7 2 号

江井ヶ島松陰新田線（大窪工区）道路改良（その2）工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
道路改良工事	道路改良工事一式	江井ヶ島松陰新田線 延長 1 2 0 メートル 幅員 2 7 メートル
	舗装修繕工事一式	大久保石ヶ谷線 延長 2 7 0 メートル 幅員 1 2 メートル

2 請負金額 金 1 5 2 , 7 6 8 , 0 0 0 円

3 相 手 方 明石市魚住町清水 2 1 6 1 番地
東播建設株式会社
代表取締役 平 井 良 治

(参考)

工事期限 令和 9 年 3 月 3 1 日

1 要 旨

令和7年第1回定例会6月議会において議決を受けた西明石駅南線駅前広場整備工事請負契約について、警察協議の結果、西明石駅南線駅前広場の車止め等の安全施設の増工が必要となったことから、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

(変更前)

(変更後)

金 241,992,300 円 → 金 250,868,200 円

(8,875,900 円増額)

(参考)

相 手 方 大鉄工業株式会社 神戸支店

工事期限 令和8年10月15日

1 要 旨

共有借地権分割請求の調停を成立させることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 相 手 方

明石市に所在する法人

3 調停条項案の要旨

本市が相手方に対し、下記土地の賃借権の5分の1の共有持分権を金7,000万円で売り、相手方はこれを買受ける。

記

所 在 明石市本町1丁目

地 番 1番31

地 目 宅地

地 積 1012.23㎡

議案第 7 5 号
 議案第 8 8 号

令和 7 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、令和 7 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算に
 つき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 7 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一 般 会 計		136,894,132	135,316,114	1,578,018	464,472	1,113,546
特 別 会 計	葬 祭 事 業	438,398	438,398	0	0	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	27,273,997	27,229,069	44,928	0	44,928
	財 産 区	6,664,206	161,070	6,503,136	32,000	6,471,136
	公 共 用 地 取 得 事 業	143,950	143,950	0	0	0
	石ヶ谷墓園整備事業	426,923	61,705	365,218	0	365,218
	地方卸売市場事業	52,793	52,793	0	0	0
	介護保険事業	26,740,045	26,494,458	245,587	0	245,587
	土地区画整理事業清算金	689	1,189	△500	0	△500
	後期高齢者医療事業	5,464,282	5,452,471	11,811	0	11,811
	病院事業債管理	872,385	872,385	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	18,619	13,893	4,726	0	4,726
	小 計	68,096,287	60,921,381	7,174,906	32,000	7,142,906
合 計		204,990,419	196,237,496	8,752,924	496,472	8,256,452

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 7 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A 収 入	B 支 出	C = A - B 差 引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
水 道 事 業	収益的収支	6,537,073	6,754,394	△217,321	△376,854	668,394
	資本的収支	3,412,485	3,465,332	△52,847		
下 水 道 事 業	収益的収支	8,469,250	7,700,128	769,122	702,282	1,691,720
	資本的収支	1,587,355	4,309,841	△2,722,486		
合 計	収益的収支	15,006,323	14,454,521	551,802	325,428	2,360,114
	資本的収支	4,999,840	7,775,173	△2,775,333		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営鳥羽鉄筋住宅 の1室	1 1 6 , 7 0 0	令和8年8月4日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和 7 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.2	25.0	35.0
将来負担比率	16.0	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和 7 年度 決 算	経営健全化 基 準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第 17 号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和7年度の決算書等及び令和8年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 18 号

公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと

公益財団法人こども財団の令和7年度の決算書等及び令和8年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 19 号

一般財団法人学校・教育サポート財団の経営状況報告のこと

一般財団法人学校・教育サポート財団の令和8年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 20 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 7 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 7 年度の決算書等を地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 1 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 7（2025）事業年度の業務実績及び第 4 期中期目標の期間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）の終了時に見込まれる当該期間における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。